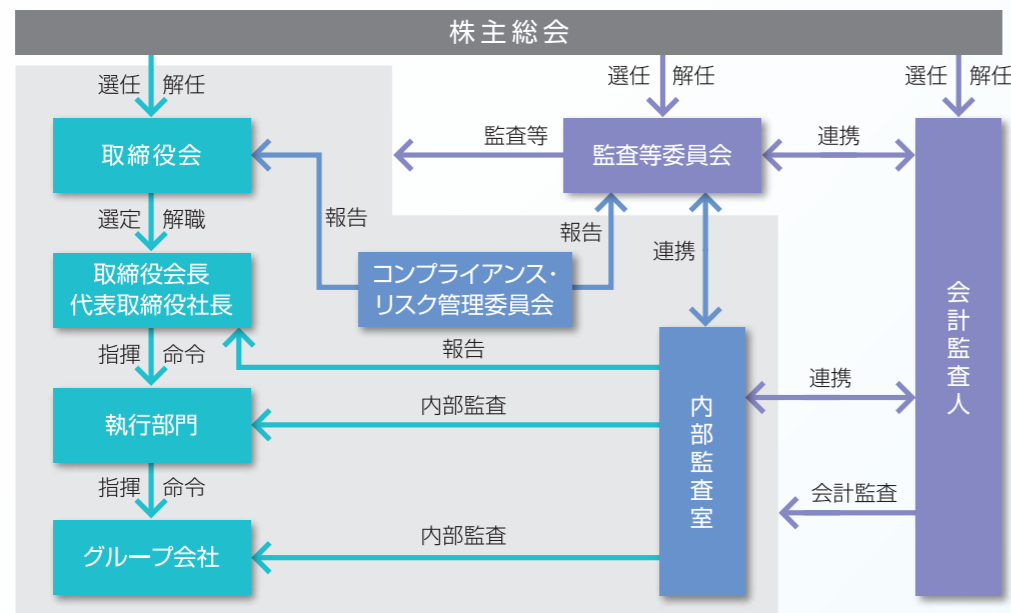


●コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する考え方

ホシザキは、経営の透明性、効率性の向上を図るため、株主様をはじめとするステークホルダーの立場にたって企業収益、価値の最大化を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針およびその目的としています。



コーポレート・ガバナンス体制の概要

取締役会

ホシザキは、2019年11月に取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、独立社外取締役の取締役会における割合を3分の1以上とする方針を公表しました。

この方針に従い、2020年3月26日開催の第74期定時株主総会に、独立社外取締役を2名増員する議案を上程しています。

増員する独立社外取締役候補者は、いずれも上場会社の経営者として、経営全般における豊富な経験と高い識見を有しており、取締役会における独立社外取締役の割合(3分の1)のみならず、独立社外取締役の構成面においても、コーポレート・ガバナンス体制の充実につながるものと考えています。

コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

ホシザキは東京証券取引所が2015年6月1日に定めた「コーポレートガバナンス・コード」の各原則についての対応をおこなっています。取り組み内容の一部は、

—— [コーポレート・ガバナンス報告書 https://www.hoshizaki.co.jp/ir/management/pdf/governance.pdf](https://www.hoshizaki.co.jp/ir/management/pdf/governance.pdf) ——

監査等委員会

監査等委員会では、十分な社内知識を有する監査等委員1名と、社外での豊富な経験・知識を有する社外取締役である監査等委員2名(内1名女性)が活発的な意見交換をおこない、公正に取締役の職務執行を監査、監督しています。

執行役員

ホシザキは、経営・監督と執行の分離を段階的におこない、取締役会をあるべき姿に近づけるべく、執行役員制度を2019年7月1日に新たに導入いたしました。

取締役会の監督機能のさらなる強化によるコーポレート・ガバナンスの充実に向け、引き続き積極的に取り組んでまいります。

「コーポレート・ガバナンス報告書」に記載し、当社ウェブサイトにて公表しています。

●コンプライアンス

コンプライアンス基本方針

ホシザキグループは、コンプライアンス基本方針を以下の通り定めています。

私たちホシザキグループは

- 1 食環境に関わる企業グループが持つ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し健全かつ適切な業務運営を通じて、社会からのゆるぎない信頼の確立を図っていきます。
- 2 正確な情報(商品情報・企業情報)の積極的かつ公正な開示に努め、広く社会とのコミュニケーションを図り、社会から評価が得られる透明性のある経営に徹していきます。
- 3 法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に反することのない誠実かつ公正な企業活動を遂行していきます。
- 4 国際社会に通用する高い倫理観を備えた良き市民として使命感を持ち、内外の経済・社会の発展に貢献していきます。
- 5 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨み、けっして妥協はいたしません。

コンプライアンス・リスク管理委員会

ホシザキは、代表取締役社長を委員長とし、取締役および内部監査室室長を委員とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を管理し、リスク管理の全体的推進とリスク管理

に必要な情報の共有化を図り、リスクへの迅速な対応とリスク顕在化の回避および軽減策などの決定をおこなっています。

コンプライアンス研修

ホシザキグループでは全社員に対して、年1回、コンプライアンス研修を実施しています。

2019年は、参加型(グループワーク)の研修方式を取り入れたことや、対象者を分類した研修プログラムを企画するなど、受講者のコンプライアンス意識に対して、より深い浸透効果が期待できる方法へ改善しました。その結果、受講後のアンケートでは、「コンプライアンスへの理解度が深まった」との声が多数寄せられ、より効果的な研修を実施することができました。

また、社員が、随時ホシザキグループで遵守すべきコンプライアンスの基本を確認できるよう、「コンプライアンスハンドブック」を制作しています。このハンドブックは、英語を含めて14か国語に翻訳し、海外グループ会社へ配布しています。



研修の様子 コンプライアンスハンドブック(英語版)

内部通報制度

ホシザキグループは、役員および社員が、会社において法令違反行為、不正行為およびハラスメント行為などがおこなわれている、もしくはおこなわれようとしている

ことを知った場合の内部通報制度として、内部通報窓口を設置しています。社内の他、社外にも通報窓口を設置しています。